

	新潟市教育委員会 平成25年4月 定例会会議録			
日 時	平成25年4月15日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 本館 6階 第1委員会室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長	欠席委員		
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	総合教育 センター所長補佐	清水 博美
	教育次長	齋藤 博子	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育政策監	伊藤 充	地域と学校ふれあ い推進課長	河内 一美
	教育総務課長	岩名 俊明	生涯学習センター 次長	高橋 治
	教育政策 担当課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫	歴史文化課長	倉地 一則
	生涯学習課長	鈴木 緑	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
教職員課長	高居 和夫	教育総務課主査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第1号	第30期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	新潟市文化財指定について
報 告 (3件)	記 号	件 名
		新潟県文化財指定に伴う新潟市文化財指定の解除について
		旧齋藤氏別邸庭園の文化財登録について
		学校適正配置に関する角田地区の意向について
協議題 (1件)	記 号	件 名
		通学区域の変更の要望書の提出について

第1 開会宣言

○委員長

午後3時30分開会を宣言する。

私も役目が変わりましてますます緊張しておりますけれども、今年度から、教育委員長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。これまで2年間、小嶋前委員長の委員長職務代理者として、そして、教育委員としては3年の経験があります。4年目に入りましたけれども、これまでどおり皆さんと一緒に新潟市の教育のために尽力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

小嶋委員に代わりまして、今年度から新しく織田委員に教育委員になっていただきましたので、ごあいさつをいただければと思います。

○織田委員

初めまして。織田絹子と申します。よろしくお願いいたします。何も分からないものですから、日々勉強をさせていただきたいと思っております。落ちこぼれないようにしていく覚悟でおりますので、どうか仔細にわたり、ご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び吉村委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

これより、付議事件に入ります。議案第1号「第30期新潟市社会教育委員の委嘱について」生涯学習課長に説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

第30期の社会教育委員につきましては、平成24年5月2日から平成26年5月1日までの2年間の任期で委員を委嘱しております。今年度は、任期の途中の年度替わりで、教員の委員1名が退職となり交替になりましたので、新たに委員の委嘱をお願いするものです。委員については、中学校長会から推薦をいただき、小須戸中学校の松木校長先生に前任者の残任期間を委嘱いたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長

はい。織田委員も初めて出席されているので、もし可能でしたら、簡単にこの社会教育委員がどのような活動をしているのか、ご説明願えますか。

○生涯学習課長

社会教育委員につきましては、社会教育法で定められておまして、社会教育に関する計画の立案や、施策等について意見を述べることで、またそのための調査研究を行うことなどを職務としております。

○委員長	年に定例的に集まったりするような会合など、具体的にどのような活動をされているのですか。
○生涯学習課長	会議につきましては、昨年度は5回の会議をもちまして活動を進めてまいりました。生涯学習推進基本計画の実施状況の把握、あるいは市民の意識調査の検討などを行いながら、生涯学習に関する現状を把握して、市民の学習活動あるいはその成果を生かした市民活動へつないでいくための施策や今後のあり方などを検討するための会議を行っております。今年度、引き続き会議をもちながら進めたいと思っております。
○委員長	今の説明も受けて、改めて質問、ご意見はありませんか。 意見質問はないようです。それでは、これで承認されたということによろしいでしょうか。御異議なければ、これで承認いたします。
○委員長	続きまして、議案第2号「新潟市文化財の指定について」歴史文化課から説明をよろしくお願いします。
○歴史文化課長	3月の教育委員会定例会で、南区月潟で伝承されている無形民俗の角兵衛獅子を新潟市文化財指定候補物件として、新潟市文化財保護審議会に諮問することを報告しました。その後、3月28日に新潟市文化財保護審議会が開催され、指定することが適当である旨の答申が出されました。本日は、この答申を受けまして、角兵衛獅子を新潟市文化財として指定することについて、ご審議をいただきたいと思っております。 角兵衛獅子の調査につきましては、3月定例会で説明したとおりですが、概略も資料に載せてあります。ご覧いただければと思います。なお、角兵衛獅子保存会の文化財指定に係る同意書も出していただきました。 説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
○委員長	これは3月定例会のときにも、委員からさまざまな意見が出ましたけれども、改めて、意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
○吉村委員	新しく指定ということによろしいかと思っております。
○委員長	分かりました。承認ということによろしいでしょうか。御異議なければ、これで承認いたします。
第4 報 告	
○委員長	続いて、報告案件に入ります。 はじめに、「新潟県文化財指定に伴う新潟市文化財指定の解除について」歴史文化課長に説明をお願いいたします。
○歴史文化課長	すでに先月初めに新聞等で報道されていますが、3月26日付で新潟市文化財センターで所蔵している南赤坂遺跡出土古墳時

代北方系土器の 110 点と新潟市歴史博物館で所蔵しています新潟奉行川村修就関係資料 1,859 点が新潟県有形文化財に指定され、その旨の告示の通知がありました。これにより、市内の県指定文化財の件数は 35 件から 2 件増加して 37 件となりました。

指定物件の概要ですが、南赤坂遺跡の出土品は、西蒲区竹野町の国指定史跡の菖蒲塚古墳から西に約 1 キロメートルの場所に所在する古墳時代前期、4 世紀ごろを中心とする遺跡から出土した土器や石器などです。これらの出土品は日本海を介して北方との交流があったことを示す資料として注目され、このたび、110 点が県指定となりました。このうち 18 点は、平成 11 年 9 月 29 日に、当時の巻町が南赤坂遺跡出土古墳時代北方系土器として一括して文化財指定をしたものの一部です。

次に、新潟奉行川村修就関係資料は、幕府の初代新潟奉行を務めた川村修就に関する遺品などと、文書からなる資料について、修就の曾孫である川村キヨエ氏から新潟市が寄贈を受け、昭和 53 年 11 月 3 日に川村奉行関係資料として新潟市文化財に指定しました。以後、昭和 59 年、昭和 62 年、平成 12 年、平成 14 年に追加指定が行われています。今回は、未指定分を追加して 1,859 点が県指定となりました。

これらの県文化財指定に伴い、新潟市文化財に指定されているものは新潟市文化財保護条例第 4 条第 2 項に、市文化財が法または県条例による指定があったときは、市文化財の指定は解除されたものとするとの規定により、県指定の日、平成 25 年 3 月 26 日をもって市の指定を解除し、その旨を告示いたしました。南赤坂遺跡出土古墳時代北方系土器につきましては、県指定になった 18 点のみ解除されますが、その他の物は市指定を継続いたします。そのため、市指定件数の異動はありません。川村奉行関係資料につきましては全件解除となりますので、市指定件数が 1 点減少します。これにより、市指定文化財件数は 263 件から 262 件となりますが、先ほど議決していただいた角兵衛獅子が加わりますので、263 件に戻ります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長

今の説明について、質問、ご意見はありませんか。

○沢野委員

3 月の定例会でもあったと思うのですが、市の文化財を県が指定すると、有無を言わずにというか、そういう規定があるため市の指定を解除になってしまうということなのですね。

○歴史文化課長

先ほども申し上げましたように、市の文化財保護条例第 4 条第 2 項に規定があって、市の指定している文化財が国の指定あるいは県指定になった場合には市の指定を解除するという規定がありまして、自動的に解除になります。

○佐藤委員	具体的に何が変わるのですか。どこが違うのですか。格が違うということですか。
○歴史文化課長	一番上が国の指定になるのですが、国の重要文化財、それから県指定があって、市指定となります。市指定のものが県指定に変わるということになれば、それだけ価値が高くなる、認められたということです。また、指定文化財の展示場所を移したり、どこかへ展示する場合には県に許可を得て移したり、県の許可のもとに展示などをすることになります。 今回のものは、あまり補修とかということは想定できませんけれども、仮に費用のかかる補修をする場合、県指定になれば、県が2分の1の補助金を出すというところが違います。
○佐藤委員	保管とか修繕の責任者は新潟市になるのですか。
○歴史文化課長	いずれも新潟市が管理者になります。
○佐藤委員	責任の所在は新潟市になると。ただし、今まで、修理をする場合は、市指定は、新潟市の100パーセントの費用負担で直していたけれど、県指定になると今後は2分の1の負担になるということですね、修繕とかそういったものは。
○歴史文化課長	県指定になるということは、県が半分を負担することになります。
○佐藤委員	破損してしまった場合はどうなるのですか。落として割ってしまったとか。
○歴史文化課長	土器などですと、埋まっている段階でもう割れている物も多くあり、そういうものは修復するケースがあります。文化財センターで、自前で修復できればそれほど費用はかかりません。専門の事業者に修復を依頼して、かなり費用がかかることになると、半分、県が負担するということです。
○委員長	今の説明ですと、かなりの修理費用がかかからないと全額市の負担ですか。
○歴史文化課長	市が県に補助の申請をして、認めていただくということになります。金額的に数万円というものではなくて、やはり何十万円とか何千万円というケースの場合に補助が認められることになります。
○委員長	ということは、市から申請をしなければいけないということですか。それが認められなければ、全部市が負担する。認められれば県が半分負担するのですか。分かりました。よろしいですか。次に「旧齋藤氏別邸庭園の文化財登録について」引き続き歴史文化課から報告をよろしく願いいたします。
○歴史文化課長	これも昨年11月の国の文化審議会の答申の段階ですでに報道されておりますが、文部科学大臣は、平成25年3月27日付をもって中央区西大畑町の旧齋藤氏別邸庭園を文化財登録いたし

ました。これは文化庁担当官の勧めにより、昨年7月に新潟市教育委員会が行った意見具申によるもので、新潟市内では初の登録記念物（名勝地関係）となります。登録記念物につきましては、平成17年の文化財保護法改正によって導入された制度で、全国に67件の登録記念物があります。新潟県内では、新発田市の旧石崎氏庭園、平成23年登録であります。それに次いで2件目となります。

登録された記念物の概要につきましては、別紙のとおりです。

なお、登録名称は、文化庁のルールにより、旧齋藤氏別邸庭園というようになりました。施設名としては、市の条例で公の施設として設置しており、新潟市旧齋藤家別邸という施設名になっておりますが、施設名としては従来そのままとなります。庭園のみ、旧齋藤氏別邸庭園ということになります。

○委員長

質問やご意見はいかがですか。

では、私から。これも基本的なことで申し訳ありませんが、文化財登録を受けるといふ、新潟市内ではいわば初の登録ということなのですけれども、具体的には登録されてどう変わるのでしょうか。このような言い方は何ですが、メリットとか、どういう形でこれから変わっていくのですか。

○歴史文化課長

国の制度になる文化財としては、重要文化財という、文化財に指定するケースと、それからもう少し緩やかな制度で、登録というものがあります。今回は登録文化財ということとなります。そうなることで、一つは、国から名勝と登録されたことで価値があがると思います。

財源的な面では、登録の場合、改修等をするときの設計費が助成されますが、維持管理の面で財政的な措置がありません。ただし、今回の登録により、今後、周辺と一体になったまちづくりをすることになった場合、国の交付金などで、財政的な措置はあります。まず、一番のメリットは財源の確保、また国の登録名勝になったことで、ネームバリューが上がるのが一番のメリットかと思っております。

○委員長

他の委員の方、ご質問やご意見はありますか。ありませんか。

続いての報告案件に移ります。「学校適正配置に関する角田地区の意向について」教育政策担当課長からお願いいたします。

○教育政策担当課長

4月9日付で西蒲区の角田地区コミュニティ協議会から教育長に提出された要望書についてです。

地域では、地域検討会「越前小学校の明日を考える会」を結成し、適正配置について検討を行ってきました。自治会やコミュニティ協議会では、地域の人口や子どもを増やす、また、地域の活性化を図る施策に積極的に取り組んできており、学校が

子どもの学習の場であることに加え、地域の文化活動や地域の活性化の取り組みを進めていくうえで欠くことのできない存在である。また、地域全体で学校とともに子どもの健全育成に努めてきていることもあり、現時点においては、当面、越前小学校を現状のまま存続させることを希望するという要望です。

学校の状況について説明させていただきます。越前小学校は松野尾小学校、巻北小学校とともに巻西中学校の校区の中にあります。越前小学校は平成27年度から複式学級が見込まれており、平成29年度、平成30年度には四つの学年が複式との推計が出ております。平成19年度から平成23年度まで、複式学級が越前小学校で編成されていました。

経緯ですが、平成21年、平成22年の2回、地域の要望で適正配置について説明会を開催させていただきました。地域では、平成23年10月ごろに、地域で小学校、中学校、保育園の保護者、自治会やコミュニティ協議会の代表、地区の有識者をメンバーとする検討会「越前小学校の明日を考える会」を立ち上げ、これまで検討を行ってきたところです。そして、この会からコミュニティ協議会に提言が出され、今回の要望に至りました。この要望のとおり、越前小学校の存続という地域の結論となりましたが、コミュニティ協議会では、学校が小規模である状況に変わりはなく、この問題は地域にとって大きな課題との認識から、今後も適正配置について考えていく必要があるとしています。

企画室といたしましては、将来推計などを地域の皆様にお伝えしながら、一緒に考える場を今後も持っていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員

存続についての要望の文面の中に、真ん中辺りに、『また、各自治会及び角田地区コミュニティ協議会におきまして、地域の人口を増やす施策、子どもを増やす施策、地域の活性化を図るための施策等を検討し積極的に取り組みを続けています。』とあります。何を具体的にやられたのか、分かる範囲でお聞かせ願えますか。

○教育政策担当課長

こちらの地区、自治会が三つあります。その内の一つ、越前浜自治会では、この地区に新しく転居してきて、小中学校に入学する子どもがいる世帯に奨学金という形でお祝い金を出す取り組みをしております。それと、この地域の環境がよいと言って移ってくる方もおり、そういった方々と一緒に地域の活性化にもいろいろと取り組んでいると聞いております。

○佐藤委員

それにもかかわらず、このままでは平成30年度には要は3クラスになってしまうということですね。小規模校どころでな

く、ほとんど寺子屋に近い状況になっているにもかかわらず、本当に子どものためを思って検討されたのですか。情操とか道徳ではなくて、教育というもので、子どもたちが学ばなければならない基本的な義務教育に関して、きちんと検討してこれがなされたのかどうかということなのです。

○教育政策担当課長

この地区では、PTA活動もかなり活発にやられています。そして、コミュニティ協議会の皆さんも地域の子どもの見守り活動もされていると。それで、平成22年度に地区外から子どもが2人、平成23年度に3人入ってきているという状況があり、もうしばらく地域としては頑張っていきたいという思いでこの要望になったと考えています。

また、全世帯あるいは学校保護者にもアンケートを採って、適正配置についての地域の意見を吸い上げて、この要望にまとめたとコミュニティ協議会からはお聞きしております。

○委員長

この要望書では、当面、越前小学校は現状のままです。今後ますます児童の数が減っていくわけです。当面というのは具体的にここ一、二年のことなのでしょうか、ニュアンスとしては。

○教育政策担当課長

コミュニティ協議会の方からは、完全複式が見えたらという言葉も聞いています。全ての学年で複式学級が編成される小規模化がさらに見込まれる場合は、統合を検討しなければならないと認識しているとのこと。それが当面のお話でした。

○委員長

しかし、推計値を見ますと、平成26年度というのはすぐですよ。平成27年度から複式が始まる可能性が高いですよ。引き続き、課長と担当者を含めて地元と協議、その他、続けていかれるのですか。

○教育政策担当課長

今回コミュニティ協議会から存続という要望書をいただいています。ただし、コミュニティ協議会でもこれで学校の問題が解決したと認識しているわけではないと最初に説明をさせていただきました。今後も教育委員会等からいろいろな情報を受けながら、地域としても検討していかなければいけないとおっしゃってありました。そうしたところから適正配置について理解いただき、協議といいますか、関係を保っていきたくて考えております。やはり、子どもたちの保護者も年々変わっていきます。今の保護者は現状のままという結論ですが、次に入ってくる子どもたちの保護者になれば、メンバーも替わることで考えも変わる。いろいろな考え方が出てくることになると思いますので、関係を保ちながらやっていきたいと思っております。

○沢野委員

まず、当面ということで、完全複式学級になるまでということをおっしゃってました。けれども、そうなってからどうし

ようかではなく、是非お話をすすめていただきたいと思います。

○教育長

一つだけ。非常に細かいのですけれども、どうなったら複式学級になるというルールがありますよね。それは皆さん多分よく分かっているんじゃないと思いますので、何人になったらとか、その辺りを説明してください。

○教育政策担当課長

学級編成につきましては、国の基準では、1年生、2年生が35人で1学級を編成するという基準で、小学校3年生以上は40人となっています。これが国での学級編成の基準です。新潟県では、小学校1年生、2年生については32人編成で、また、この4月からは小学校3年生が35人で1学級を編成するという編成基準で学級が編成されています。

複式学級については、各学年の人数が減った時に、やむなく二つの学年で一つの学級を編成するというものが複式学級です。小学校1年生を含む2学年で複式学級を編成する場合は、2学年合計で8人以下の時に、9人以上になりますとそれぞれの学年ごとになります。1年生を含まない場合は、16人以下の時となります。

そして、中学生については、8人以下になった場合に複式学級を編成します。これが複式学級の編成基準となっています。

○委員長

今、児童の人数は出たのですけれども、例えば、越前小学校の場合、児童数1学年14人で1学級となっています。学級担任の先生は、やはり各学級に1人いらっしゃるのですよね。

○教育政策担当課長

そうです。この表の見方ですが、各学年の児童数、そして隣に学級数とありますので、1学級であれば担任の先生は一人ということです。

○委員長

ということは、35人の学級に対して教師一人、6人の学級に対しても教員一人ということですね。同じように配置がされているということになりますね。

○佐藤委員

越前小学校では、平成22年度、平成23年度と複式学級だったとおっしゃいましたよね。それが平成24年度で解消されて、その後大体3年間は複式学級にならないということですね。この卒業生は全員巻西中学校に行かれるのですか。

○教育政策担当課長

中学校の進学先は巻西中学校です。

○佐藤委員

全員、巻西中学校に進学するのですか。

○教育政策担当課長

そうです。ただ、私立中学校や附属中学校などに進学することもあります。あるいは、学区外就学の手続きをして別の中学校に行くケースもあると思います。越前小学校の子どもたちが実際にどういう進学状況かは資料がないので、今、お話しはできません。

- 佐藤委員 越前小学校を卒業して巻西中学校に行ったときに、越前小学校の子どもたちが巻西中学校で肩身の狭い思いをしないかと。松野尾小学校も似た状況ですが。巻北小学校が圧倒的な勢力なわけです。そうしたところで検証がされているのかどうか。私はその辺はよく分かりません。吉村委員、こういった場合はどうなのですか。
- 吉村委員 勢力ではないですけども、一つの事例として、それが主たる原因かどうかは別としても、中学校に行った場合に急に大きな集団に入って、小学校までは何でもないけれども中学校に行ったら不登校傾向が顕著になったという事例はあります。それがイコール今の問題と直結しているかどうかというのは定かではありません。しかし、多くの人が心配する事例であることは間違いのないと思います。
- 佐藤委員 だから、それを越前小学校の皆さんが検討されたのかということですか。
- 教育政策担当課長 やはり、そこは越前小学校の皆さんも心配なところだと思います。それで、中学校では、学級編成で越前小学校の子どもたちが各学年、各クラス、複数になるように学級編成上の配慮もしていると聞いています。そういったところで地域でも中学校からそういう配慮をしていただいているので、完全に全く不安がないということにはならないかもしれませんが、安心している部分もあると思います。
- 吉村委員 課長に質問を一つなのですが、要望書にある、「明日を考える会」というものです。これまで何回もいろいろ取り組んでこられたと要望書が出ているわけです。今後、定期的にこの会議は存続して、これからの子どもたちの様子を見ながら、今の懸念材料とかこれからも検討していくという筋合いのものなのか。今回、この要望について、教育委員会がある一定の、どちらの結論ともいいませんが、出た場合にそれで検討が終わるのかというところが一つ心配であります。どのような状況ですか。
- 教育政策担当課長 そこは、私どもははっきりとは存じていません。コミュニティ協議会も、地域の子どもたちとの関わり、一生懸命やっております。そういったことで、コミュニティ協議会が教育委員会の窓口にも今後なっていくと聞いています。
- 吉村委員 今度は私の意見であります。今、いろいろ心配されるような意見が各委員の方々からも出ております。あるいは、地域の保護者も同じことを非常に悩んでおられるかたもおられるのではないかと推察されるわけです。しかしながら、会議を重ねて要望書が出てきたときに、市のほうでこの要望書はまかり成らん

というのも、歴史的な経過も考えれば言い難いところかなと私は思います。

したがって、一番大事なことは、当面という用語が非常に便利だったり困ったりする場合があります。少なくとも越前小学校で本当に将来的にもこの子どもたちのためなのだろうかという検討、それから、今、いろいろ出た不安材料が本当によく検討されたのかどうかというアクションだけはしっかりやっていかなければならないのではないかということです。当面、仕方がないかなというのが私の意見です。

○織田委員

皆さんのご意見を伺っていて、本当にきめ細やかにこの地域の子どもたちのことを考えておられ、とても心強く思いました。全く同感です。大体において、こういうPTAの代表とか自治会の代表とかコミュニティ協議会の役員となると、大方の場合、もしかしたらその中での一部の意見に左右されがちですし、少し年齢の高い方が委員の多数を占め、PTAの方がいらっしやったとしても、お若い方は一人だったり、少ない人数だったりします。現役の保護者、お母さん、お父さんの意見がどこまで反映されるかが心配です。当然、児童も少ないので保護者の数も少ないです。そうすると、その意見は少数派になってしまいます。当然、児童も少ないので保護者の数も少ないです。そうすると、その意見は少数派になってしまう。その辺の意見の吸い上げ方がとても大事だと思いますので、どうぞきめ細かに意見を聴取していただけるとありがたいです。そういう小さなつぶやきも生かされるような協議会の持ち方であっていただきたいと思います。

○佐藤委員

最大の懸念材料なのです。織田委員がおっしゃったように、保護者の皆さんの意見が全く反映されず、総論賛成のようなもので押し切られている状況を今まで何度も私も見てきました。そういうところをきちんとした形で精査していくという。本当にそうなのかと。私が保護者なら、町の小学校にスクールバスを出して一緒に通わせたいと思います。それが本音ではないかと思うのです。

それに、松野尾小学校と越前小学校とどう環境が違うのだと。この辺りの環境は一緒なのだから、その辺をもう一回調べてもらいたいと思います。かといって課長にそれを要求するのも酷かなという気はします。どうなのでしょう。

○教育長

今、佐藤委員が同じような地域ではないかとおっしゃったのですが。やはり、海岸端の地域と、松野尾は割と奥の内陸の地域ですよね、違うのではないかと思います。私たちが聞いたところでは、何度も集まっていらっしゃったようです。そういう

ものも加味した上で、子どもたちが、気質などの違いで負担にならないかと考えられたのではないのでしょうか。その辺りは向こうでも一生懸命考えてこられたのですよね。

○教育政策担当課長

地域アンケートということで、全世帯にされました。保護者の意見も聞きたいということで、それとは別に小学校と保育園の保護者からもアンケートを採って、できるだけ保護者の意見を吸い上げようとしています。そして、検討した内容も地域に下ろしていくことで、きめ細かくしましたと要望書を提出いただいた際にお聞きしました。実際に、委員が言われたように、地域の中で意見を出し合ってください、検討会の中でそういう意見を吸い上げる仕組みというものが大事だと思います。今入っている地区も、これから入る地区も、こういった観点で協議会が進むように、教育委員会としては支援していかなければならないと思っております。

○委員長

意見は出尽くしましたか。佐藤委員，よろしいですか。

○佐藤委員

とにかく、教育のために一番いい方法を考えることが重要なポイントです。それをもって越前小学校を当面の間残してほしいということであれば、その地域の意見を尊重するべきだと思います。

だから何か将来的なことを考えておく必要があると。越前小学校と松野尾小学校と比べて、巻北小学校はかなり生徒数が多いので、それほど心配はないと思います。越前小学校、松野尾小学校、他にも小規模の小学校区があると思うので、他の地域も含め、全体的に考えて、小学校教育がどうあるべきかを考えていかないといけない。当然ながら少子化がどんどん進んでいくわけですから、その辺りも踏まえながら議論をしてもらいたいです、この地域の皆さんには。

○沢野委員

先ほど織田委員も言われたように、どうしても協議会は、年齢の高い方が多くなる。おっしゃるように保護者の方がなかなか意見を言い難いということがあるとしたら、小学校の保護者や保育園の保護者のみの意見を聞ける場があって、本音というか正直なところが聞ければいいのかとも思います。そのような機会を作っていただければと思います。

○委員長

反対賛成の意見はここでは申し上げる必要はないと思いますが、佐藤委員からもあったように、なぜこういう協議会で、話し合いが行われるのか。地域のためでなく、自治会のためでなく、PTAのためでなく、一にも二にも子どもたちのためなのです。これからの教育を受ける子どもたちのために、何が幸せなのか、必要なのか。その辺は、教育委員会から示唆できる、サゼスチョンできる唯一の部分と思うのです。

地域性を慮ることはある意味では教育委員会の役目ではないと思います。地域で考えることです。その辺のところを少しずつ、地域の方々に小規模校のメリットもあればデメリットもある、大規模のメリットもあればデメリットもある、これは教育委員会事務局の皆さんがよくご存じだと思います。これを、具体的に少しずつサゼスションというか提示していく役目だけは見失わないでいただきたい。地域の意見を汲み取る、大事にすることはもちろん大切です。その辺のところだけは、くれぐれもよろしく願いいたします。

○教育政策担当課長 適正配置の基本的な考え方を忘れずに、地域と一緒に検討していきたいと思っております。

○委員長 以上で、報告案件を終了いたします。

第5 次回日程

○委員長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 5月定例会は5月23日（木）午後3時30分から、6月定例会は6月6日（木）午後3時30分から、7月定例会は7月8日（月）午後3時30分からでお願いしたい。

第6 閉会宣言

○委員長 午後4時25分、閉会を宣言する。

第7 協議会

○委員長 引き続き、公開の協議会へ移ります。「通学区域の変更の要望書の提出について」教育政策担当課長より説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 4月8日に西野中野山土地区画整理組合から教育長宛に通学区域の変更の要望書が提出されました。組合からの要望の趣旨ですが、土地区画整理事業の施行区域が、小学校については東中野山小学校、南中野山小学校、大淵小学校、中学校については東石山中学校、大江山中学校と複数の学校区にまたがっていることから、これを東中野山小学校と東石山中学校に一本化してほしいというものです。また、通学区域変更の要望については、周辺地域の関係自治会、コミュニティ協議会の同意を前提とさせていただいているところですが、組合でその同意を得るのに難航し、その間に宅地購入の契約が済んだ方もいらっしゃる状況となりました。契約者の中に、南中野山小学校への通学を想定している方もいる状況で、それに対し学校指定で教育委員会に柔軟な対応をお願いしたいというのが要望の二つ目となります。

この土地区画整理事業の概要についてご説明させていただきます。東区の西野と中野山地内で組合施行により行われている土地区画整理事業で、図の真ん中の網掛けの箇所が施行区域と

なっています。この区画整理事業の施行前は水田という現況でした。施行期間は平成 23 年度から 26 年度まで。施行面積が約 16.5 ヘクタール、計画戸数が約 240 戸。組合が想定しております将来人口は約 620 人の計画です。

その上の街区図をお願いいたします。黒の細線で囲まれた部分が施行区域で、黒の太線が小学校区の線、四角囲みの数字は街区の番号となります。19 街区と 33 街区は商業施設、そして、34 街区が特別養護老人ホーム。35 街区、一番南側ですが、こちらが商業施設と医療モール。それ以外の街区は住宅分譲というような施設計画となっております。

学校区ですが、4、9、16、17、19 街区を境として西側が南中野山小学校、東側が東中野山小学校の校区となっております。中学校につきましては、両方とも東石山中学校の校区です。そして、35 街区が大淵小学校、大江山中学校の校区となります。

この土地区画整理事業では、太陽光発電などの自然のエネルギーを積極的に導入するというスマートタウン構想で事業が組み立てられており、環境に配慮したまちづくりを地区一体となって進めていくということが計画されています。また、事業完了後は、組合としてはこの区域全体で一つの自治会を組織して、地域コミュニティの醸成を図っていきたいと考えています。そのため、地域の一体感を図るうえで、複数の学校区があるということはそれに対して支障になると考え、校区を一つにすることを、周辺のコミュニティ協議会と今年の 7 月から協議を行ってきました。関係する南中野山小学校区コミュニティ協議会、東中野山小学校区コミュニティ協議会、大江山地区コミュニティ協議会の三つのコミュニティ協議会の皆様から、校区を一つにすることの同意が得られ、小学校は東中野山小学校、中学校は東石山中学校の校区に変更したいという今回の要望となったものです。

校区変更による学校への影響ですが、両小学校とも 19 学級、16 学級と適正規模で、平成 30 年度までの推計でも、児童、学級数の減少はありますが、適正規模が維持される推定となっています。

この土地区画整理事業では、約 240 戸の住宅が新たにできますが、同じ東区の他の大規模開発での状況を参考にこの地区に当てはめた試算では、東中野山小学校、東石山中学校とも、今現在の施設で増加すると予想される子どもたちの受け入れは可能と見ております。学校規模につきましても、適正規模の範囲内という推計で、校区を一つにしたとしても影響がないと考えております。

学校の区域の設定につきましては、教育委員会の決定により行うこととなりますので、今回の要望について、委員の皆様からのご協議をお願いいたします。

もう一つの要望項目ですが、南中野山小学校区の街区を購入され、南中野山小学校への通学を想定されている方については、地域に混乱が生じないように、学区外就学の手続きで対応したいと考えています。

○委員長

今の説明に質問、ご意見のある方はいませんか。

○吉村委員

大淵小学校、それから大江山中学校の件について、今、東中野山小学校と南中野山小学校の適正規模については資料で説明がありましたが、大淵小学校に関わるものはありますか。

○教育政策担当課長

この35街区は大淵小学校と大江山中学校の校区ですが、商業施設と医療モールで住宅が張り付かない計画になっております。したがって小学校及び中学校への影響というものはありません。組合としては、同じ施行区域に校区が違うとなかなか一体的なまちづくりをする上で支障があるため、35街区も併せて一緒に校区にしたいという要望です。

○吉村委員

そのことで、大淵小学校も歴史の深い地域でありますので、規模的には適正規模に引かかってくる心配があります。大江山地区を含めてですが、今、とりあえずこれもこのところに入れてしまうということについて、何かそこで話が行き違ったり、大淵地区の人たちが了解済みであればいいのですが、そこをもう少し丁寧に確認したい気持ちがあります。

○教育政策担当課長

大淵小学校につきましては、平成24年度が151名の6クラスです。大江山中学校が226人の7学級。同じ校区の中に丸山小学校がありますが、こちらは278人の11学級ということで、規模的には大淵小学校は小規模の学校ということになります。将来的に子どもたちの数が減っていくということで、やはり地域とすれば子どもたちの数が心配の状況だと思えます。しかし今、申し上げましたように、35街区については住宅が張り付かない計画のため、大江山コミュニティ協議会の皆さんも、35街区を大淵小学校と大江山中学校の校区から外すことについては了解ということで合意していただき、それを受けての要望書になります。

○佐藤委員

すみません、もう一回確認なのですけれども、要望書に「現在、南中野山小学校区の住宅地の購入者及び同住宅地に仮換地を受けた組合員で新入学児童を持つ家庭では、南中野山小学校への入学を強く希望してすでに準備している方もおられ、学校区の変更による混乱を招かないための施策が必要と考えます。」とあるのですが、これはどういう意味なのか。

- 教育政策担当課長 今回の校区変更前の購入者への対応となります。
- 佐藤委員 それは分かっています。南中野山小学校に通わせたいという保護者の人たちは少なくとも1区画なり15区画のところを購入されたわけですね。それを突然、デベロッパーが東中野山小学校校区に変更したいというのは契約違反という話にはなっていないのですか。
- 教育政策担当課長 宅地分譲につきましては、全部終わっているわけではなく、一部となっています。それと、組合の方でこちらの南中野山小学校校区に換地を受けた組合員がいます。その方々は当初から南中野山小学校への通学を考えている組合員もいるということで、そういった方には、南中野山小学校にも通えるように、教育委員会として対応してほしいというのが二つ目の要望です。こちらについては、学区外就学の手続きで対応したいと思っています。
- 吉村委員 基本的に、就学については新潟市はいろいろな方策をとっているわけです。けれども、今回のこのエコを目指した宅地の造成の中でもこういう問題が起きていて、基本的には決して好ましくない。選択制を圧倒的に採用するのであれば、それはそれで一つ利があるのですけれども、できればこういうことはなくしていかなければならない。今の状況からすると、今回、宅地造成を優先させて後でこういうものがでてきたわけなのですから、その都度切った張ったでやっていかないと解決できないというところは決してよくないのです。このことはやはり深く受け止めておかなければならないことなのではないかと。基本的には、今やっている新潟市の就学制度と違ってしまっているわけです。その都度その都度やっていると、大新潟市は收拾がつかないような要望が出てくるのではないかと不安があります。以降、十分気をつけなければならない問題だと思います。同じ地域、同じ町内会もひょっとしたら児童並びに保護者の考え方もってお隣と私たちは全然学校が違うということが出てくるわけですから。それも致し方ないというように新潟市は考えるのか、そうではなくて、やはり結びつきがきちんとできる方法で行くのかという辺りは、少し残念というか、不安材料だと思います。
- 佐藤委員 その関連で、たまたま南中野山小学校に行くから、それは今までの経緯の中で認めましょうという話だと思うのですが、そうではなくて、例えば、白山小学校に通わせたいなどという話になってしまったときにどうするのかというのが懸念になりますよね。その辺、どうしますか。
- 教育政策担当課長 今回は、隣接した学校ということで、柔軟な対応をという要

望につながりました。これについては、本来、最初の街区割りから学校区を想定したうえで事業計画を立てるべきものと思います。住宅の上に校区線が走るという街区割りをしてしまったために、今回の要望につながったと捉えています。なるべくそういったものはすべきではないと思っています。

○佐藤委員

そうしたら、校区がばらばらだと区画整理事業にデメリットはあるのですか。何か障害があるのか、逆に質問したいのです。課長に質問するのはおかしいですが、この組合員に、校区がばらばらでどこが悪いのかと。何か問題があるのですかと。

○教育政策担当課長

その地区だけではないのですが、やはり一つの自治会の中に校区線が入っているというところがあります。その自治会のお話を聞くと、やはり、両方の学校と関わりを持たなければならず、自治会活動に支障が出てくると。こういったことで組合とすれば、コミュニティの醸成を図っていくうえで自治会を一つにしたいということから、学校も一つにしたいということだと思います。

○佐藤委員

現状、1つの自治会の中で、二つの学校に通学しているところがあるわけでしょう。

○教育政策担当課長

はい。そういったものを避けたいということで、まだ人が張り付かないうちに、一つの自治会で同じ学校に行けるようにしたいということです。住んだ方が後で校区の変更というような作業をしなくて済むように、組合のほうで形を作っておきたいということだと思います。

○委員長

これはまだ住む人は決まっていないのですか。今、張り付く前におっしゃいましたけれども。

○教育政策担当課長

はい。ここが全部埋まってしまうと、240戸の人たちの合意を得るのが非常に難しくなってくる。組合のうちに決めようということです。

○委員長

要望書の西野中野山土地区画整理組合というのは、具体的にどういう人たちなのですか。PTAなのですか。

○教育政策担当課長

いえ、ここの地権者で作る組合です。その方々が自分の土地を出して、区画整理を行うということですので、地権者の集まりです。

○委員長

地権者は住民ではないでしょう。実際の住民は、住宅に住む人ではないのですか。

○教育政策担当課長

これから本格的に販売ということで、販売が終わった後では関係者が多くなるため、組合の内に整理しようということです。

○委員長

なるほど。そうすると、ここに入ってくる人は、校区はどこ入ってくるわけですね。白山小学校ではないのだと。では購入をやめるといふ人もいるかもしれないということなのですか。

ね。

○佐藤委員

買おうと手付け金を打ちました。それで、ここは南中野山小学校の校区だから私は買ったというのはいいですよと。拡大解釈すると、ではどこでもいいのですねという話になるわけです。東中野山小学校に行きたくない、ただその1点で行けば拡大解釈は可能なわけですよ。

○教育政策担当課長

全ての学校に通えるということではなく、南中野山小学校は通えるということです。

○佐藤委員

この区画を、東中野山小学校区内だから買ったとなったらどうなるのかということです。屁理屈みたいなものだけど、そういう拡大解釈を出してもだめとは言えない。

○教育政策担当課長

ただ、この街区は、どの学校にも自由に通えるわけではありませんので、校区線を挟んで東中野山小学校、南中野山小学校と指定されています。学校が指定されていますので、それ以外、例えば、白山小学校に通学することを認めるというような指定の地域ではありません。

○佐藤委員

しかし、突然、東中野山小学校区になったと。それはなぜという話にならないのですか。

○教育政策担当課長

そこで柔軟な対応、南中野山小学校も通えるようにという要望です。

○吉村委員

正直言いまして、ここまで来て提出されても、だめだというような議論は成立しないのです。組合では教育委員会で認めてくださいという要望を出しているわけですがけれども、ことがここまで進んできてしまったらまかり成らないと。全て東中野山小学校、東石山中学校であるわけだからと言えない状況になってしまっている。結局は、フリーズンにしてくださいというのでしょうか。両小学校を選べるようにしてくださいと。そこなのです。

○佐藤委員

ということは、東中野山小学校区の人が南中野山小学校に行きたいと言ってもいいということですね。

○吉村委員

ですから、反省すべきというか検討すべきなのは、こういう事態になったことが問題なのです。これがまかり成らないという議論はなかなか、好ましくないけれどもしかたがないでうっちゃられているという状況が。

○委員長

宅地の開発よりも、学区は最初から決まっているわけですよ。学区にまたがった宅地、これからもでてきますよ。土地を持っている人、区画整理する人は学区なんて考えていません。また同じ問題が出てきます。

○教育政策担当課長

今、市内に、10か所で区画整理が進行しておりますが、この地区のように複数の学校区にまたがっているというのはここだ

けです。他は小学校、中学校とも一つの学区に入っています。そういったことで、当初から複数の学区にまたがっていることを念頭に区画整理を計画していかなければいけない地区だったと思います。

○委員長

区画整理について私はそこまで詳しくは分からないけれども、学区を配慮して区画整理しているのですか。その辺が全然分からないのですが、これまでたまたまなかったわけですね。

○教育政策担当課長

都市計画法の中では、開発区域の面積が20ヘクタールを超えると、開発者が教育委員会などと協議しなければならないという法律の縛りがあります。ここは16.5ヘクタールで、その協議義務がありませんでした。協議義務があれば教育委員会に問い合わせがあり、校区についてはこうですと、情報を出すことができたと思います。そのところで齟齬が。

○佐藤委員

子どもたちの学校に通う距離からいけばどうということはない感じがしないでもないのです。けれど何となく商業エゴが入ってきて、どうも気に入らない。宅地造成ありきで学区を変更する、神聖なところをおかされている感じがして、もう少しやり方があったのではないかという気はしないでもないです。実態からいけば東中野山小学校に通うのが一番いいのでしょうし、南中野山小学校と東中野山小学校区的なことを考えれば、別に、子どもたちにとっては問題ないと私は理解しているので、いいのかと。

ただ、吉村委員がおっしゃったように、今後こういうことが起こった時に、きちんときれいな形になっていくか疑問は残ります。

○教育政策担当課長

都市計画サイドに、20ヘクタールを超えなくても、市が関与する開発があれば教育委員会と協議をする、あるいは情報を共有するような、連携をとりたいと思っています。

○吉村委員

これは組合から上がってきた要望書ですよ。例えばこのように、とりあえず東中野山小学校、東石山中学校を指定して進んだ場合、コミュニティ協議会は本当にこれで、それであればよろしかろうと言うのか。同じコミュニティ協議会の中に子どもの学校が違うというのは、学校の対応、コミュニティ協議会の対応、大変な面があると思うのです。その辺は確認をとられていますか。

○教育政策担当課長

それについては、東区も関わっており、組合がコミュニティ協議会の同意をいただく際に、区も同席し確認をしています。東中野山コミュニティ協議会も南中野山コミュニティ協議会も、子どもの数が減っている状況の中で、調整が難航したということで、そういう中で、三つのコミュニティ協議会が同意を

○委員長

したという状況です。

先ほど課長がおっしゃったように、今後、20ヘクタール以下の事業でも、教育委員会と協議をします。これは初めてのいい事例で、今後の教訓として、連携をうまくとれることを模索していただければと思います。どうぞひとつよろしくお願ひします。

これで、協議会を終了いたします。

以上をもちまして、4月の会議を終了いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員